

2024 年度 特別の課程(履修証明プログラム)
信州デジタル×ことづくりリカレント学習プログラム
－DX 人材育成講座－

募集要項



2024年度 特別の課程(履修証明プログラム)
信州デジタル×ことづくりリカレント学習プログラム
－DX人材育成講座－

1. 趣旨・目的

本講座は、地域社会の課題である DX 人材不足の解決に寄与するため、人工知能や IoT などのデジタル技術の知識に限らず、新たな事業を創出するための知識・スキルを習得し、企業や組織での DX に関する意識改革を先導するイノベーション人材の育成を目的としています。

自社のビジネス戦略を踏まえ、データとデジタル技術を活用して自社の製品やサービスの改善について構想し、実現に向けたビジョン（戦略）を描くことができる人材の育成を目指します。

2. プログラム概要

(1) 履修証明プログラム

履修証明プログラムは、学校教育法の規定に基づき、社会人等を対象とした一連の学習プログラム（履修証明プログラム）を開設し、その修了者に対して学校教育法に基づく履修証明書を交付する制度です。

本プログラムは、DX 人材に必要な知識・技術等の習得を目指して、「信州大学における特別の課程の編成に関する規程」に基づいて編成された 65 時間の体系的な教育プログラム（「特別の課程」）です。

(2) カリキュラムについて

別紙資料 1 参照

(3) 修了要件

履修期間内に定められた基礎科目(45 時間)・対面実習(20 時間)を履修してください。受講状況と課題提出状況により、総合的に評価します。

受講期間内に修了要件を満たした修了者には、信州大学長名の履修証明書を交付します。

3. 募集について

(1) 履修期間

① オンデマンド講座(e-learning)

2024年6月1日(土)～2025年2月28日(金)

※履修期間外での受講はできませんので、余裕をもって受講してください。

※2025年3月1日(土)～2025年3月31日(月)までは、オンデマンド講座の視聴のみ可能です(課題の提出等はできません)。

② 対面実習日程

・デジタル×マーケティング実践コース(Webマーケティング実習)

日付：2024年10月5日(土)、12日(土)、19日(土)、26日(土)の計4日間

時間：各日とも10:00～16:00

・IoTプロジェクト実践コース(IoT製品開発実習)

日付：2024年11月16日(土)、23日(土)、30日(土)の計3日間

時間：各日とも10:00～17:00

(2) 対象

- ① 企業や団体等でDXの推進を担っている方
- ② デジタルを活用したビジネスや業務の変革を目指す方
- ③ DXに関する知識を基礎から体系的に学びたい方
- ④ 大学卒業又は信州大学大学院学則第18条に掲げる方(別紙資料2参照)

(3) 定員

50名

・デジタル×マーケティング実践コース：25名

・IoTプロジェクト実践コース：25名

(4) 受講料

60,000円(消費税、教材費込み)

- ① 一度納入されました受講料の返金はいたしかねます。プログラムを途中で辞退された場合でも同様です。
- ② 実習コース2種類を受講希望の場合、実習費用10,000円追加していただくことで受講可能です。この場合の受講料は、計70,000円(基本受講料60,000円+追加実習費10,000円)となります。
- ③ 対面実習参加による旅費等は、自己負担となります。

4. 出願手続き

(1) 出願期間

2024年5月17日(金)～2024年8月31日(土)

(定員に達し次第、締め切らせていただきます)

(2) 出願書類

出願書類は、

信州大学 教育・学生支援機構 [リカレント学習プログラム推進本部 WEB サイト](#) より

ダウンロードし、必要事項を記載の上、提出してください。

- ・ 様式1 受講志願票
- ・ 様式2 履歴書
- ・ 様式3 受講希望理由書
- ・ 様式4 受講承諾書(※受講にあたり、会社の承諾が必要な方のみ提出)
- ・ 様式5 受講資格審査申請書

大学を卒業した方以外の方は、受講資格審査申請書を提出の上、受講資格審査を受け、受講資格を認められた場合に限り受講することができます。現在までの学習歴、活動歴、実務経験等(以下「学習歴等」)について、自由形式で具体的に記述したものを提出してください。なお、学習歴については次の①～④までのような事項が考えられます。

- ①短期大学、高等専門学校等における学習歴
- ②研究機関、教育機関、企業等における実務経験等
- ③海外における国際的団体等での活躍経験及びそれを通じて一定の語学力を有している等
- ④上記の他、本プログラムに関連した実務経験等

(3) 出願書類提出方法

① 出願書類提出フォームの場合

信州大学 教育・学生支援機構リカレント学習プログラム推進本部 WEB サイトの [出願書類提出フォーム](#)より提出してください。

② 郵送の場合

封筒に「信州デジタル×ことづくりリカレント学習プログラム」と朱書きし、履歴の残る(追跡ができる)「簡易書留」「レターパック」等で提出してください。

〒390-8621 長野県松本旭3丁目1番1号

国立大学法人 信州大学

教育・学生支援機構リカレント学習プログラム推進本部

TEL：0263-37-2428

※出願にあたっての留意事項

- ・虚偽の記載があった場合は、受講許可を取り消すことがあります。
- ・受理した出願書類は、選考に関わる目的以外には使用いたしません。
- ・出願書類の返却はいたしません。

5. 選考について

(1) 選考方法

履修者の選考は、提出された書類をもとに行います。これまでの自分のキャリア、本プログラムを通して学びたいこと、およびプログラム修了後にどのように活かせるかなどが分かるよう記載してください。

(2) 合格発表

出願書類受理後 1ヶ月を目途に、志願者本人に選考結果を電子メールにてお知らせいたします。合否についての電話による問い合わせには応じられません。

6. 受講手続き

合格者には、本学財務部から請求書を郵送でお送りします。指定の期日までに納付してください。納付がない場合は、受講許可を取り消すことがあります。納付確認後、電子メールにてアカウント通知書、ログインマニュアル、受講開始日を通知します。

7. その他

(1) 注意事項

- ・ 本学が提供する情報、画像、音声等を、権利者の許可なく複製、転載、転用、販売などの二次利用することを固く禁じます。
- ・ プログラムの履修に伴い発行される ID、パスワード等を適切に管理し、第三者に見られないよう十分に注意してください。

(2) パソコンについて

- ・ オンデマンド講座視聴に必要なパソコンの貸し出しは行っておりませんので、各自で準備をお願いします。
- ・ 学習には以下の環境でのご利用を推奨いたします。

《オンデマンド講座視聴推奨環境》

	Windows	Mac
OS	Windows (10以降)	Mac OS (最新版から2バージョン前まで)
ブラウザ	Google Chrome 最新版 Microsoft Edge 最新版	Safari 最新版 Google Chrome 最新版

8. 問い合わせ先

国立大学法人 信州大学

教育・学生支援機構リカレント学習プログラム推進本部

〒390-8621 長野県松本市旭3丁目1番1号

TEL : 0263-37-2428

e-mail : s_reskilling@shinshu-u.ac.jp

資料1

2024年度 特別の課程(履修証明プログラム)
 信州デジタル×ことづくりリカレント学習プログラム-DX人材育成プログラム-
 カリキュラム概要

開設科目一覧						
区分	授業科目	授業形態	概要	講師	所属	時間数
基礎科目	DX概論	講義 (オンデマンド)	コンピュータの誕生から現代までテクノロジーがどのように進化してきたか、それにもない変換手段としてのアーキテクチャーやプロジェクトマネージメントがどのように変わって来たのかを解説し、DXシフトの重要性に気づきを与える。	杉浦 友佳	信州大学 工学部 特任教授 アクセンチュア株式会社 テクノロジー本部 アシエイト・ディレクター	5
	情報基礎	講義 (オンデマンド)	情報化社会の基盤であるコンピュータとネットワークについて、基本的な動作原理を学ぶ。	原嶋 秀次	信州大学 情報基盤センター 教授	5
	通信技術	講義 (オンデマンド)	Society5.0の基盤であるネットワークがこれまでどのように進化してきたのか、その歴史を振り返る。	不破 泰	信州大学 理事(情報・DX担当)	5
	Linux基礎 -使う力と基礎知識を得るために-	講義 (オンデマンド)	Linuxの基本を通じて、システムの基礎およびネットワーク関連の基本知識を学ぶ。	梅澤 公二	信州大学 農学部 農学生命学科 助教	5
	Webページ基礎	講義 (オンデマンド)	The World Wide Web Consortium (W3C)の動告に基づいて、HTML、CSS、JavaScriptといったWeb ページを作成するために必要となる基本的な技術や手法、概念について学習する。	松本 成司	信州大学 全学教育センター 特任准教授	5
	データマイニング	講義 (オンデマンド)	データマイニングに関するさまざまな解析方法の基礎について解説する。	阿部 誠	信州大学 工学部 電子情報システム工学科 准教授	5
	AI基礎	講義 (オンデマンド)	AIはエンジニアだけのものではなく、今や社会人の基本リテラシーといえる。本科目はDeepLearning.AIが提供している通常の「AI for Everyone」に、日本ディープラーニング協会が制作し、「DXとは何か」、「DXにおけるAIの重要性」、「日本におけるAI活用」を追加した特別版である。全てのビジネスパーソンに向けた、AI/ディープラーニングについてまず「知る」ためのエントリー講座となっている。	一般社団法人 日本ディープラーニング協会	一般社団法人 日本ディープラーニング協会	5
	プロトタイピング・ デザイン思考	講義 (オンデマンド)	ビジネスに活用できるデザイン思考の概要から、プロトタイピングの基礎-実践方法まで学習する。具体的には、サンプルのアイデアを、講師がアイデアのα版であるプロトタイプを作成し、プロトタイプを実際のユーザーにインタビューをする流れを追体験することで、プロトタイピングの基本的な概念を学ぶ。	三富 敬太	株式会社ステッチ 執行役員 S&D Prototyping株式会社 代表取締役	5
	UX基礎	講義 (オンデマンド)	UXインテリジェンスの基礎を体系的に学ぶ。	一般社団法人 UXインテリジェンス協会	一般社団法人 UXインテリジェンス協会	5
実習科目 (選択)	Webマーケティング実習	実習 (対面)	本講義では、Webマーケティングに関するさまざまな戦略について解説し、自社のマーケティングアクションプランを策定するまでの一連の流れを実習形式で学習する。	近藤 英彦	株式会社ジェイアール東日本企画 JR東日本グループデジタル推進局次長 兼 駅消費研究センター主任研究員	20
	IoT製品開発実習	実習 (対面)	Web標準技術とハードウェア制御のスキルを組み合わせ、実践的なIoT開発を実習形式で学ぶ。	篠田 有崇 渡邊 浩平	一般社団法人 WebDINO Japan プロジェクトコーディネーター 一般社団法人 WebDINO Japan シニアエンジニア	20

資料2 信州大学大学院学則第 18 条

(入学資格)

第 18 条 修士課程及び専門職学位課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5)の 2 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)
- (8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
- (10) 大学に 3 年以上在学した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (11) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (12) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (13) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの